

肺がん検診実施要領新旧対照表

改正後	改正前
奈良県肺がん検診実施要領 1. 目的 肺がんは、奈良県におけるがん総死亡数の約2割を占めており、増加傾向にある。一方、肺がんは、禁煙等の予防に関する知識の普及等を通じて、罹患率や死亡率の減少が期待できる。 このような状況を鑑み、肺がんに対する正しい知識の普及に努めるとともに、肺がんを早期に発見し、早期に治療に結びつけることで、県民の QOL の向上に資することを目的とし、肺がん検診を実施する。 2. 実施主体 実施主体は、市町村とする。 3. 対象者 当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者。 4. 検査項目 検査項目は、(1) <u>質問（医師が立ち会っており、かつ医師が自ら対面により行う場合において、「質問」とあるのは「問診」と読み替える。）</u>、(2) 胸部エックス線検査（直接及び間接フィルム読影）、(3) 喀痰細胞診とし、その方法及び判定は、日本肺癌学会集団検診委員会編「肺癌集団検診の手引き」による。 (1) <u>質問</u> <u>質問</u>は、検診受診者全員に〈様式1〉により、<u>喫煙歴、職歴、血痰の有無及び妊娠の可能性の有無を必ず聴取し、かつ、過去の検診の受診状況を聴取する。</u> <u>なお、質問は必ずしも対面による聴取で実施する必要はなく、受診者に自記式の質問用紙を記載させることをもって代えることができる。</u> さらに、<u>高危険群の選別を行い</u>、高危険群に対して喀痰細胞診の必要性を説明し、採痰の指導を行う。 * 高危険群とは、次のいずれかの条件に該当する肺門部肺がんの高危険群をいう。 ① 50歳以上の者で、喫煙指数(1日平均喫煙本数×数喫煙年数)が600以上の者。(過去における喫煙者を含む) ② <u>40歳以上の者で、6か月以内に血痰のあった者。(※)</u> ③ その他の高危険群と考えられる者(職業性など)。 <u>※ただし②については、肺がんの有症状である疑いがあることから、第一選択として、十分な安全管理の下で多様な検査を実施できる医療機関への受診を勧奨する。</u>	奈良県肺がん検診実施要領 1. 目的 肺がんは、奈良県におけるがん総死亡数の約2割を占めており、増加傾向にある。一方、肺がんは、禁煙等の予防に関する知識の普及等を通じて、罹患率や死亡率の減少が期待できる。 このような状況を鑑み、肺がんに対する正しい知識の普及に努めるとともに、肺がんを早期に発見し、早期に治療に結びつけることで、県民の QOL の向上に資することを目的とし、肺がん検診を実施する。 2. 実施主体 実施主体は、市町村とする。 3. 対象者 当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者。 4. 検査項目 検査項目は、(1) 問診、(2) 胸部エックス線検査（直接及び間接フィルム読影）、(3) 喀痰細胞診とし、その方法及び判定は、日本肺癌学会集団検診委員会編「肺癌集団検診の手引き」による。 (1) 問診 問診は、検診受診者全員に〈様式1〉により実施し、高危険群の選別を行う。さらに、高危険群に対して喀痰細胞診の必要性を説明し、採痰の指導を行う。 * 高危険群とは、次のいずれかの条件に該当する肺門部肺がんの高危険群をいう。 ① 50歳以上の者で、喫煙指数（1日平均喫煙本数×数喫煙年数）が600以上の者。(過去における喫煙者を含む) ② 40歳以上の者で、6か月以内に血痰のあった者。 ① その他の高危険群と考えられる者（職業性など）。

肺がん検診実施要領新旧対照表

改正後	改正前
(2) 胸部エックス線検査 ① 撮影 胸部エックス線検査は、肺がん検診に適格な胸部エックス線写真を撮影する。65 歳以上を対象とする胸部エックス線検査は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する結核の定期健康診断等において撮影された、肺がん検診に適格なエックス線写真を用いた読影も可能とする。 ② 読影 読影は、2 人の読影医師がおのおの独立して読影し、少なくとも一方の読影者によって精査を要する可能性ありと判断されたエックス線像については、比較読影を行なう。比較読影は、過去のエックス線像と比較して、要精検者をしぼり込む。個別検診により実施する場合などでは、各市町村で専門医から構成する「肺がん読影委員会」を設置して進めることが望ましい。 (3) 喀痰細胞診 検診受診者中の高危険群（<u>ただし（1）②に該当する者については医療機関への受診を勧奨</u>）に必ず実施し、胸部エックス線検査で捕捉できない肺門部のがんの発見を目指す。喀痰は、起床時の早朝痰を原則とし、最低3 日の蓄痰又は3 日の連続採痰とする。検体の顕微鏡検査は、十分な経験を有する医師及び臨床検査技師を有する専門的検査機関において行うものとする。この場合において、医師及び臨床検査技師は、日本臨床細胞学会認定の細胞診専門医及び細胞検査士であることが望ましい。また、同一検体から作成された2 枚以上のスライドは、2 名以上の技師によりスクリーニングするものとする。 5. 検診後の対応 (1) 結果通知及び事後指導 ①検診実施機関は、検診の結果について、<u>質問</u>、胸部エックス線写真の読影の結果及び喀痰細胞診の結果を<u>医師が</u>総合的に判定して、その結果を市町村に報告する。 ②市町村は①の結果を受診者に速やかに通知するとともに、一次検診の判定結果が要精検の場合は、受診者に懇切な説明をするとともに、精密検査を受診するよう指導する。 ③精密検査医療機関は、精検結果を受診者に説明するとともに、市町村にその結果を速やかに報告する。 ④市町村は、精検結果を整理するとともに、未報告分については、検診実施機関を通して精密検査医療機関に照会する。 (2) 報告 市町村は検診結果より、市町村がん検診結果報告書総括表様式を作成して、毎年6 月末日までに速報値を、12 月末までに確定値を管轄保健所に報告するものとする（中核市は県健康づくり推進課に報告）。 県保健所は、管内市町村の市町村がん検診結果報告書総括表様式のデータを取りまとめ、毎年7 月末までに速報値を、1 月末までに確定値を県健康づくり推進課に提出するものとする。	(2) 胸部エックス線検査 ① 撮影 胸部エックス線検査は、肺がん検診に適格な胸部エックス線写真を撮影する。65 歳以上を対象とする胸部エックス線検査は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する結核の定期健康診断等において撮影された、肺がん検診に適格なエックス線写真を用いた読影も可能とする。 ② 読影 読影は、2 人の読影医師がおのおの独立して読影し、少なくとも一方の読影者によって精査を要する可能性ありと判断されたエックス線像については、比較読影を行なう。比較読影は、過去のエックス線像と比較して、要精検者をしぼり込む。個別検診により実施する場合などでは、各市町村で専門医から構成する「肺がん読影委員会」を設置して進めることが望ましい。 (3) 喀痰細胞診 検診受診者中の高危険群に必ず実施し、胸部エックス線検査で捕捉できない肺門部のがんの発見を目指す。喀痰は、起床時の早朝痰を原則とし、最低3 日の蓄痰又は3 日の連続採痰とする。検体の顕微鏡検査は、十分な経験を有する医師及び臨床検査技師を有する専門的検査機関において行うものとする。この場合において、医師及び臨床検査技師は、日本臨床細胞学会認定の細胞診専門医及び細胞検査士であることが望ましい。また、同一検体から作成された2 枚以上のスライドは、2 名以上の技師によりスクリーニングするものとする。 5. 検診後の対応 (1) 結果通知及び事後指導 ①検診実施機関は、検診の結果について、問診、胸部エックス線写真の読影の結果及び喀痰細胞診の結果を総合的に判定して、その結果を市町村に報告する。 ②市町村は①の結果を受診者に速やかに通知するとともに、一次検診の判定結果が要精検の場合は、受診者に懇切な説明をするとともに、精密検査を受診するよう指導する。 ③精密検査医療機関は、精検結果を受診者に説明するとともに、市町村にその結果を速やかに報告する。 ④市町村は、精検結果を整理するとともに、未報告分については、検診実施機関を通して精密検査医療機関に照会する。 (2) 報告 市町村は検診結果より、市町村がん検診結果報告書総括表様式を作成して、毎年6 月末日までに速報値を、12 月末までに確定値を管轄保健所に報告するものとする（中核市は県健康づくり推進課に報告）。 県保健所は、管内市町村の市町村がん検診結果報告書総括表様式のデータを取りまとめ、毎年7 月末までに速報値を、1 月末までに確定値を県健康づくり推進課に提出するものとする。

肺がん検診実施要領新旧対照表

改正後	改正前
(3) 検診の記録 市町村は、受診者の氏名、年齢、住所、過去の検診受診状況、胸部エックス線読影及び喀痰細胞診の結果、精密検査の必要性の有無、医療機関における精密検査受診の有無及び受診結果を記録するものとする。 また、必要に応じて個人票を作成し、医療機関における確定診断の結果、治療の状況等を記録するものとする。 なお、胸部エックス線写真や喀痰細胞診に係る検体及び検診結果は、少なくとも3年間保存しなければならない。 6. 肺がんの予防についての指導 市町村は、住民に対し肺がんに関する正しい知識の普及、及び検診の必要性等予防思想の普及啓発に努める。 7. 精度管理 (1) 検診実施機関については、国の「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」（がん検診事業の評価に関する委員会報告書（平成20年3月）。以下「報告書」という。）の「事業評価のためのチェックリスト【検診実施機関用】」（別添）を満たしていることを基本とする。 <u>(2) 検診実施機関は、病院又は診療所以外の場所で医師の立会いなく、胸部エックス線検査を実施する場合、以下の点を遵守する。</u> <u>ア 検診の実施に関し、事前に胸部エックス線写真撮影を行う診療放射線技師に対して指示をする責任</u> <u>医師及び緊急時や必要時に対応する医師などを明示した計画書を作成し、市町村に提出する。なお、市町村が自ら検診を実施する場合には、当該計画書を自ら作成し、保存する。</u> <u>イ 緊急時や必要時に医師に連絡できる体制を整備する。</u> <u>ウ 胸部エックス線写真撮影時や緊急時のマニュアルを整備する。</u> <u>エ 胸部エックス線検査に係る必要な機器及び設備を整備するとともに、機器の日常点検等の管理体制を整備する。</u> <u>オ 検診に従事する診療放射線技師が必要な教育・研修を受ける機会を確保する。</u> (3) その他、精度管理については、奈良県市町村がん検診精度管理要領（平成23年4月1日作成）によるものとする。 8. 検診料金等 (1) 検診料金等は、市町村と検診実施機関（又は検診実施機関をとりまとめる地区医師会）との契約に定めるところによるものとする。	(3) 検診の記録 市町村は、受診者の氏名、年齢、住所、過去の検診受診状況、胸部エックス線読影及び喀痰細胞診の結果、精密検査の必要性の有無、医療機関における精密検査受診の有無及び受診結果を記録するものとする。 また、必要に応じて個人票を作成し、医療機関における確定診断の結果、治療の状況等を記録するものとする。 なお、胸部エックス線写真や喀痰細胞診に係る検体及び検診結果は、少なくとも3年間保存しなければならない。 6. 肺がんの予防についての指導 市町村は、住民に対し肺がんに関する正しい知識の普及、及び検診の必要性等予防思想の普及啓発に努める。 7. 精度管理 (1) 検診実施機関については、国の「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」（がん検診事業の評価に関する委員会報告書（平成20年3月）。以下「報告書」という。）の「事業評価のためのチェックリスト【検診実施機関用】」（別添）を満たしていることを基本とする。 (2) その他、精度管理については、奈良県市町村がん検診精度管理要領（平成23年4月1日作成）によるものとする。 8. 検診料金等 (1) 検診料金等は、市町村と検診実施機関（又は検診実施機関をとりまとめる地区医師会）との契約に定めるところによるものとする。

肺がん検診実施要領新旧対照表

改正後	改正前
(2) 精密検査の費用については、受診者が精密検査医療機関に所定の料金を支払う。(医療保険扱い) 9. 様式関係 肺がん検診に係る様式は、次のとおりとする。 (1) 肺がん問診票 (様式1) (2) 結核検診・肺がん検診受診者名簿 (様式2) (3) 喀痰検査名簿 (様式3) (4) 読影票 (様式4) (5) 比較読影名簿 (様式5) (6) 肺がん検診要精検者名簿 (様式6) (7) 肺がん検診結果通知 (様式7) (8) 痰の細胞診検査結果通知 (様式8) (9) 胸部精密検査依頼書兼結果通知書 (様式9) <u>(10) 肺がん検診実施計画書 (様式10)</u> 10. 個人情報の保護 この検診により業務を担当したすべての関係者は、「個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年 5 月 30 日 法律第 57 号)」 等の関係法令及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン (平成 16 年 12 月 24 日〔平成 18 年 4 月改正、平成 22 年 9 月改正〕 厚生労働省)」等に留意し、検査結果の取扱い等の秘密保持に努めなければならない。 (附則) この要領は平成 3 年 6 月より施行する。 (附則) この改正後の要領は、平成 10 年 4 月 1 日より施行する。 (附則) この改正後の要領は、平成 14 年 4 月 1 日より施行する。 (附則) この改正後の要領は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。 (附則) この改正後の要領は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。 (附則) この改正後の要領は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。 (附則) この改正後の要領は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。 (附則)	(2) 精密検査の費用については、受診者が精密検査医療機関に所定の料金を支払う。(医療保険扱い) 9. 様式関係 肺がん検診に係る様式は、次のとおりとする。 (1) 肺がん問診票 (様式1) (2) 肺がん検診問診結果通知 (様式2) (3) 結核検診・肺がん検診受診者名簿 (様式3) (4) 喀痰検査名簿 (様式4) (5) 読影票 (様式5) (6) 比較読影名簿 (様式6) (7) 肺がん検診要精検者名簿 (様式7) (8) 肺がん検診結果通知 (様式8) (9) 痰の細胞診検査結果通知 (様式9) (10) 胸部精密検査依頼書兼結果通知書 (様式10) 10. 個人情報の保護 この検診により業務を担当したすべての関係者は、「個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年 5 月 30 日 法律第 57 号)」 等の関係法令及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン (平成 16 年 12 月 24 日〔平成 18 年 4 月改正、平成 22 年 9 月改正〕 厚生労働省)」等に留意し、検査結果の取扱い等の秘密保持に努めなければならない。 (附則) この要領は平成 3 年 6 月より施行する。 (附則) この改正後の要領は、平成 10 年 4 月 1 日より施行する。 (附則) この改正後の要領は、平成 14 年 4 月 1 日より施行する。 (附則) この改正後の要領は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。 (附則) この改正後の要領は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。 (附則) この改正後の要領は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。 (附則) この改正後の要領は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。 (附則)

肺がん検診実施要領新旧対照表

改正後	改正前
この改正後の要領は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。 (附則) この改正後の要領は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。 (附則) この改正後の要領は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。 (附則) <u>この改正後の要領は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。</u>	この改正後の要領は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。 (附則) この改正後の要領は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。 (附則) この改正後の要領は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。